

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1第2表に、次のとおり、物質の追加、特記事項及び材質区分別使用制限量（％）の変更を行う。

改正内容	通し番号	物質名	材質区分別使用制限（％）					材質区分5 （耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。）	材質区分5 （耐熱温度が150℃未満の重合体に限る。）	特記事項
			材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5			
材質区分別使用制限（％）の変更	129	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたアクリル酸2-エチルヘキシル、ジエチレントリアミン、バレロラクトン、2-フェノキシエタノール並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。	
特記事項の変更	143	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたグリセロール	5.0	5.0	15	1.0	15	15		
材質区分別使用制限（％）の変更	147	エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理がされたN、N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体	0.95	0.40	2.0	—	2.0	2.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。 ・分子量1000以上のものに限る。	
材質区分別使用制限（％）の変更	698	フマル酸ジブチル	1.6	1.0	1.0	—	1.6	1.0	重合体を含む。	
物質の追加	828	アクリル酸2-ヒドロキシエチル及びアクリル酸ブチルを主な構成成分とする重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	分子量1000未満のものに限る。	
物質の追加	829	インデン及びベンゾフランを主な構成成分とする重合体	—	—	30	—	30	30	分子量1000未満のものに限る。	
物質の追加	830	エトキシ化処理されたアルキルアルコール及びホスフィン酸からなるエステルのナトリウム塩	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50	・アルキルアルコールは炭素数が12から15までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。	
物質の追加	831	エピクロロヒドリン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	10	10	27	5.0	27	27	架橋構造でないものに限る。	
物質の追加	832	オレイン酸及びテトラエチレンペンタアミンからなるアミド	0.50	0.50	0.50	—	0.50	0.50		
物質の追加	833	加水分解処理されたN-[3-(トリアルコキシシリル)プロピル]-エチレンジアミン	1.0	—	—	—	1.0	—	各アルコキシの炭素数が1及び4のもの並びにそれらの混合物に限る。	
物質の追加	834	キシレン及びホルムアルデヒドを主な構成成分とする重合体	20	20	10	—	20	20	分子量1000未満のものに限る。	
物質の追加	835	酢酸のコバルト塩	—	—	0.10	—	0.10	0.10		
物質の追加	836	酢酸ビニル及びジシクロペンタジエンを主な構成成分とする重合体	—	—	17	—	17	17	分子量1000未満のものに限る。	
物質の追加	837	ジメチルシロキサン、3-ヒドロキシプロピルメチルシロキサン、ヒドロキシメチルシロキサン、メチルシルセスキオキサン及びメチル水素シロキサンのうち又は複数の物質を主な構成成分とする重合体	10	10	10	10	10	10	・アリアルアルコール、酢酸、ブタノール及びブタンジオールのうち又は複数の物質により修飾処理されたものを含む。 ・エトキシ化及びプロポキシ化のうち又は複数の処理をしたものに限る。 ・3-ヒドロキシプロピルメチルシロキサンはグリシジルエーテルを含む。 ・分子量1000以上の場合は、エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計4以上のものに限る。）の合計が全体の50%以上であること。	
物質の追加	838	(チオグリコール酸2-エチルヘキシル)モノオクチルスズスルフィド	—	—	—	1.0	—	—		
物質の追加	839	ビス(ノニルフェニル)アミン	0.10	0.10	0.10	—	0.10	0.10		
物質の追加	840	N-ヒドロキシエチル-エチレンジアミン三酢酸のナトリウム塩	0.10	0.10	0.10	—	0.10	0.10		

備考
a 材質区分別使用制限欄は、次に定めるとおりとする。
① 「—」は、材質区分別使用制限欄に掲げる量が使用不可であることを示す。
② 「*」は、表中の物質が、第1表に対応する材質区分欄に示す物質に対して、目的とする特性を發揮する最少量として、合成樹脂を設計する際に事業者の責任で設定する使用量とするものを示す。
b 特記事項欄において特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接点の有無、使用量の和に係る事項の記載がある場合とする。
c 1つの通し番号において、複数の物質が示され、かつ、示される物質について混合物の制限が無い場合、その通し番号には、示される複数の物質の混合物及び複塩を含む。また、その通し番号において示される複数の物質の混合物又は複塩を使用する場合、材質区分別使用制限はその混合物又は複塩に対して適用する。